

# 海外滞在者の運転免許証の更新等に係る特例

海外赴任等で更新期間中に国内におらず、通常の更新手続きが困難な方は下記の手続きをすることができます。

## 海外滞在者の運転免許証の更新等に係る特例について

※ 一般的な制度は下記のとおりです。詳しくは、石川県運転免許センターにお問い合わせください。（電話番号 076-238-5901 平日8時30分から17時）

【出国前】 <道路交通安全法第101条の2>

海外赴任等で更新期間前に出国の予定がある方は、出国前に更新していただければ、3～5年未満の有効な免許証を持って出国することができます。

更新前(現在の免許証)の有効期間

更新期間(誕生日の前後1か月間) (約2か月)

更新を受けられない理由(出国等)

更新

※ 更新期間前でも、いつでも更新可【特例更新】

→ 5回目の誕生日まで+1か月有効  
※ 違反運転者・初回更新は3回目

【海外赴任中】 <道路交通安全法第101条の2>

海外赴任中の方は、更新期間前でも、一時帰国の際に更新することができます。

更新を受けられない理由(海外赴任中等)

更新前(現在の免許証)の有効期間

一時帰国の際など、任意のタイミングで手続可能

更新期間(誕生日の前後1か月間) (約2か月)

更新

※ 更新期間前でも、いつでも更新可【特例更新】

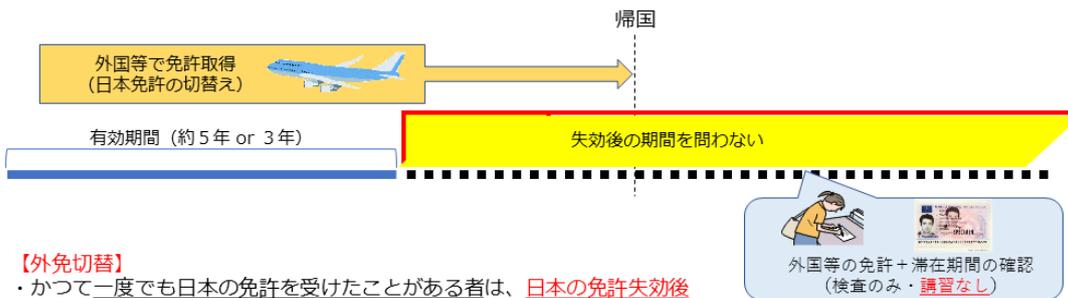
→ 5回目の誕生日まで+1か月有効  
※ 違反運転者・初回更新は3回目

【帰国時】

<道路交通安全法第97条の2第2項>

① <外国等の免許を受けている場合>

免許が失効して帰国した際も、外国で免許を取得している方は、視力など簡単な検査のみで日本の免許を取得することができます。



【外免切替】

・かつて一度でも日本の免許を受けたことがある者は、日本の免許失効後の期間を問わず、有効な外国等の免許を有する（日本の免許から切り替えた場合も含む。）ことを確認すれば、視力等の検査のみ（講習なし）で、日本の免許を取得

※ 「外国等」の範囲に制限なし（外国等の免許を受けた後、その外国等に3月以上滞在することが必要）

【帰国時】

<道路交通安全法第97条の2第1項第3号>

② <外国等の免許を受けていない場合>

外国で免許を取得していない方は、失効後3年以内で、帰国後1か月以内であれば、更新と同じ手続で免許を取得することができます。



【試験の一部免除】

・失効後3年（帰国後1月以内）は、更新と同じ手続（検査・講習）だけで免許を取得（優良運転者等のステータスも継続）

【帰国から免許手続までの日本における運転】

<道路交通安全法第107条の2>

日本人の方も外国人の方と同様に、外国等で取得した国際運転免許証等を所持することによって、日本の免許を受けることなく（日本に上陸したときから1年間）、日本で運転することができます。



(国際運転免許証)